

「GLU-No. 10 株を利用して生産されたL-グルタミン酸ナトリウム」に係る食品健康影響評価に関する審議結果（案）についての意見・情報の募集結果について

1. 実施期間 令和元年6月12日～令和元年7月11日
2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送
3. 提出状況 1件
4. 意見・情報の概要及び食品安全委員会の回答

意見・情報の概要	食品安全委員会の回答
グルタミン酸ナトリウムについては添加物として使用されているということで、本件も問題ないとみなされていますが、改めてグルタミン酸ナトリウム自体の安全性を確認しなくていいのでしょうか？	<p>本添加物については、「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準」の附則「遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方」（平成17年4月28日食品安全委員会決定）に基づき、安全性が確認されたと判断しており、食品衛生法で認められている添加物と比較し、組換えDNA技術の応用に起因する有害成分が存在しないことを確認しております。</p> <p>L-グルタミン酸ナトリウムは第9版食品添加物公定書に収載された指定添加物に該当し、食品衛生法に基づき食品添加物としての使用が認められております。</p>

※ 頂いた意見・情報はそのまま掲載しています。